

(仮称) 小平市第三次環境基本計画 骨子案

環境審議会資料 1-①
令和 2 年 1 月 20 日

第1章 計画策定の背景

1 市の環境施策のあゆみ

- ・小平市環境基本条例の制定から現在に至るまで

2 地球環境を取り巻く動向

- ・国際社会の動き…「パリ協定」、「脱炭素社会」、「持続可能な開発目標（SDGs）」、「ポスト愛知目標」など
- ・国の動き…「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」など
- ・東京都の動き…「東京都環境基本計画」、「ゼロエミッション東京戦略」など

3 市の概況

- ・地形、人口、気象データなど

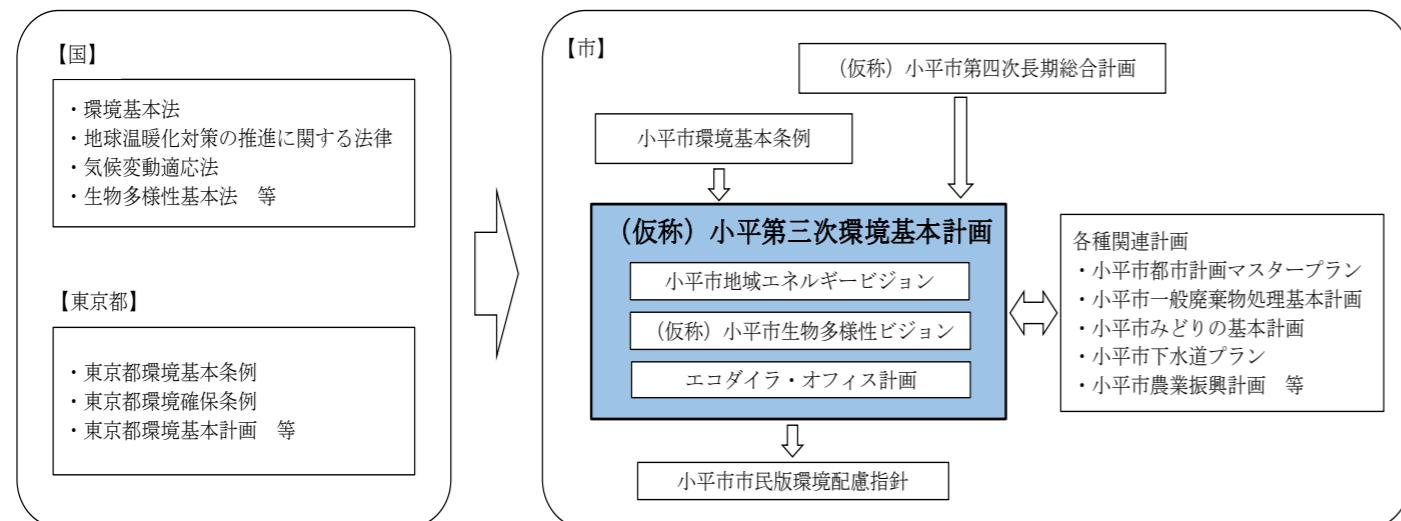
4 小平市第二次環境基本計画等における成果と課題

- ・重点施策の実施状況、今後の課題など

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

- ・本計画は、小平市環境基本条例に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。
- ・現在、策定が進められている市の最上位計画である（仮称）小平市第四次長期総合計画の将来都市像の実現を環境面から支えるとともに、各分野と連携し総合的・横断的に推進する。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）である「小平市地域エネルギー・ビジョン」、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「エコダイラ・オフィス計画」、及び生物多様性基本法に基づく「（仮称）小平市生物多様性・ビジョン」を包含する。



2 計画期間

- ・令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とする。
- ・環境や社会情勢の変化等により必要が生じれば、それに応じて見直し、部分的変更、付加等を行う。

3 計画の対象範囲

- ・本計画の対象地域は小平市全域とし、対象とする環境の範囲は以下とする。

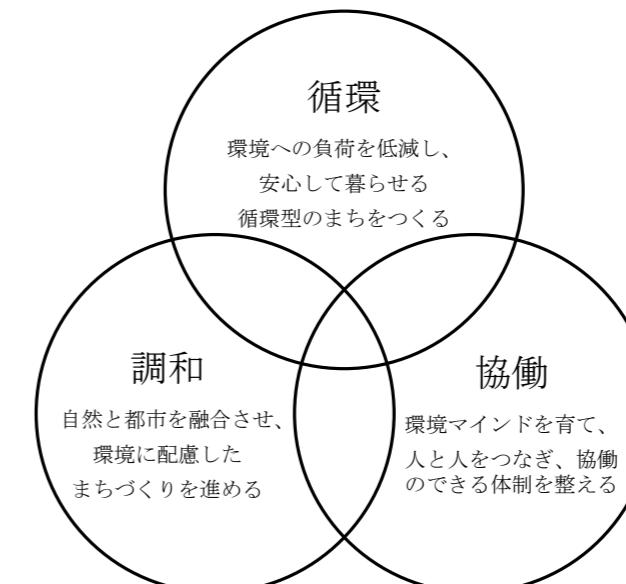
分野	内容
地球環境	地球温暖化、気候変動、エネルギーなど
資源循環	ごみ、資源化、適正処理など
自然環境	水、みどり、農地、生き物など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、衛生害虫、土壤汚染、環境美化、公共交通など
共通基盤	環境教育・学習、普及・啓発、協働・連携など

第3章 目指す環境像と実現するための施策体系

1 目指す環境像

- ・市民、事業者、市民団体、市が、環境の保全等に対する意識を高め、それぞれの役割と責任の中で連携・協働し、よりよいまちを築いていくために、これまでに引き続き、循環・調和・協働に共通する「わ」をキーワードとして、目指すべき環境像を継承する。

循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら



小平市環境基本条例 第3条 (基本理念)

第3条

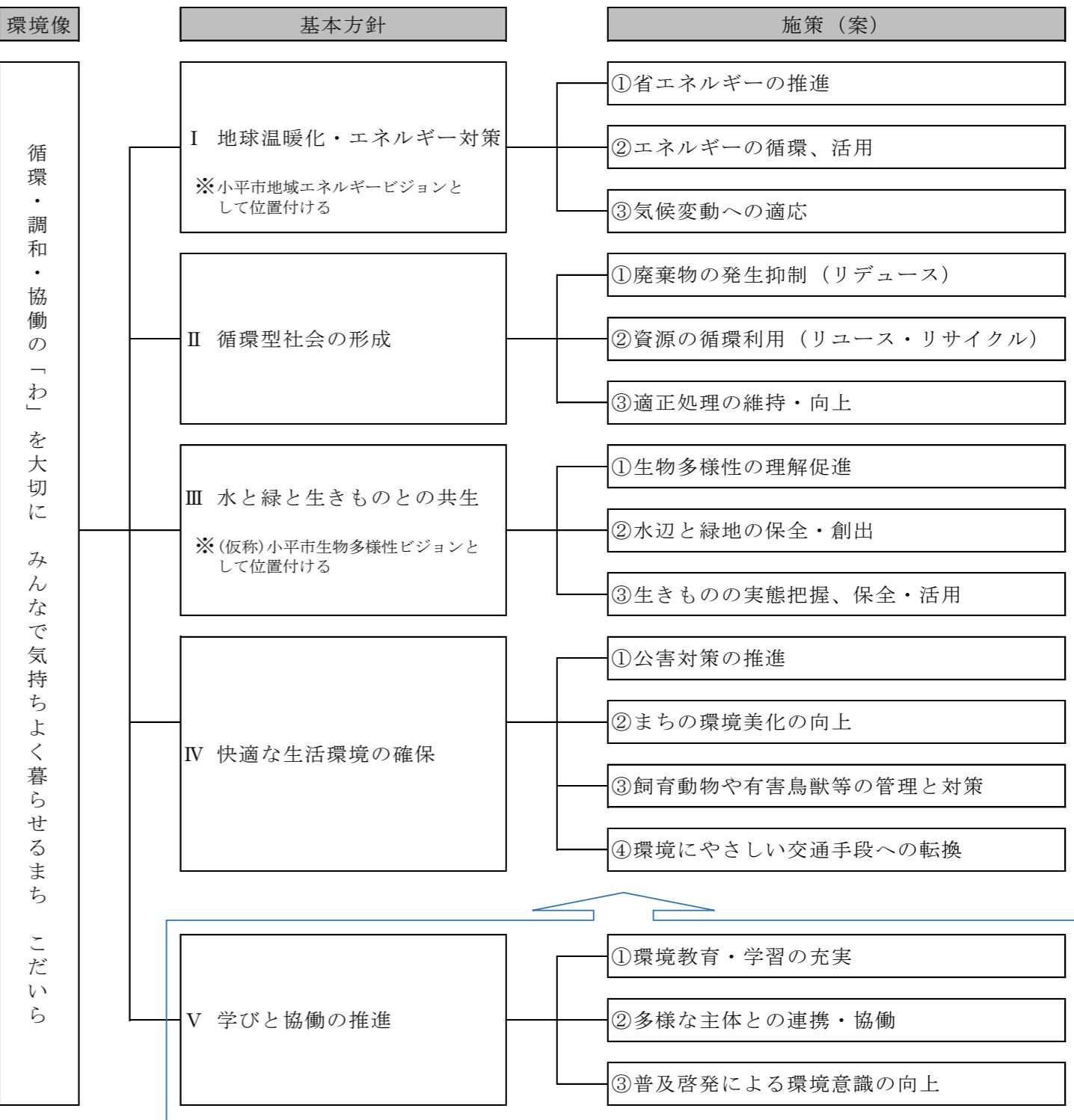
- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした、環境への負荷の少ないまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2 施策体系

- ・目指す環境像を実現するために、分野ごとに基本方針を掲げ、施策を展開する。

地球環境	基本方針 I 「地球温暖化・エネルギー対策」
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である「小平市地域エネルギービジョン」として位置付ける。 ・施策には、地球温暖化・エネルギー対策を進めることで、脱炭素社会の構築に寄与するため、①「省エネルギーの推進」、②「エネルギーの循環、活用」を位置付けるとともに、気候変動の影響を軽減するために、③「気候変動への適応」を位置付ける。（予定） 	
資源循環	基本方針 II 「循環型社会の形成」
<ul style="list-style-type: none"> ・個別計画である「小平市一般廃棄物処理基本計画」と合わせて実効性を確保する。 ・施策には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から「循環型社会」への変革のための方策である①「廃棄物の発生抑制」を位置付け、ごみはもちろん資源物も含めた総量を抑制する。総量を抑制してもなお発生するものに対しては、②「資源の循環利用」を位置付け、徹底した利用により環境負荷を低減する。それでも廃棄物となったものは、質の高い廃棄物処理を目指すため、③「適正処理の維持・向上」を位置付ける。（予定） 	
自然環境	基本方針 III 「水と緑と生きものとの共生」
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略「(仮称) 小平市生物多様性ビジョン」として位置付ける。 ・個別計画である「小平市みどりの基本計画」と合わせて実効性を確保する。 ・施策には、生物多様性の認知度を高めるために、①「生物多様性の理解促進」を位置付け、生きものの生息空間の確保策として、②「水辺や緑地の保全・創出」を位置付ける。生きものそのものへの関わりとして、③「生きものの実態把握、保全・活用」を位置付ける。（予定） 	
生活環境	基本方針 IV 「快適な生活環境の確保」
<ul style="list-style-type: none"> ・小平市第二次環境基本計画に位置付けていた「都市環境分野」と「生活環境分野」を統合し、再構築する。 ・施策には、環境基準に基づく状況把握と適正対処に努めるために、①「公害対策の推進」を位置付け、より良質な住環境の維持・向上を図るために、②「まちの環境美化の向上」、③「飼育動物や有害鳥獣等の管理と対策」を位置付ける。また、地域特性に応じた交通環境の整備や公共交通機関の利用を推進するため、④「環境にやさしい交通手段への転換」を位置付ける。（予定） 	
共通基盤	基本方針 V 「学びと協働の推進」
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての分野の土台であることを前提として、「学びと協働の推進」を位置付ける。 ・施策には、多様化・複雑化する環境問題の解決に向け、子どもの時からの学習を充実させるとともに、あらゆる世代の市民が正しい知識を習得できるように、①「環境教育・学習の充実」を位置付け、市民、事業者、市民団体、市が一体となって行動が取れるように、②「多様な主体との連携・協働」を位置付ける。そして、誰もが環境問題を自分事と捉え、より環境意識を高められるように、③「普及啓発による環境意識の向上」を位置付ける。（予定） 	

■施策の体系図



第4章 施策の展開

- ・現状と課題等
- ・目標（指標）の設定
- ・具体的な取組
- ・重点項目

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
 - ・市民、事業者、市民団体、市が一体となって、連携・協働により推進する。
 - ・広域的課題は、国や東京都、近隣自治体、関係機関と連携・協力して対応する。
- 2 進行管理
 - ・施策・事業の実施状況等を年度ごとに報告書にまとめる。
 - ・環境施策推進本部へ報告するとともに、環境審議会で意見を聴取する。
- 3 目標（指標）の整理
 - ・施策の各目標（指標）を一覧にして整理する。

第6章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～エコダイラ・オフィス計画～

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）である「エコダイラ・オフィス計画」として位置付ける。
- ・市職員の環境意識を向上させ、自ら率先して環境負荷低減に努める。
- ・市の事務・事業により排出される二酸化炭素排出量について、令和12（2030）年度までの削減目標値を定める。